

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第115号 2024年7月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 東京大学授業料値上げ案について	富岡 勝	2
体験的文献紹介(64) - 島根県と山口県の中学校探索 -	神辺 靖光	11
大学で行う教育学とはいかにあるべきなのか? - 教育学者田代元彌の著作(1970年)から -	谷本 宗生	24
大正時代の女子高等教育(70) 神戸女学院専門部から夢の大学部へ	長本 裕子	26
進学案内書にみる戦前期東京の予備校(4): 『最近東京遊学案内』(明治40年)(2)	吉野 剛弘	34
旧制灘中学の教育目標と生徒の活動(10)	富岡 勝	39
刊行要項(2015年6月15日現在)		41
短評・文献紹介		42
会員消息		43

コラム

東京大学授業料値上げ案について

富岡 勝
(近畿大学)

はじめに

前期の授業などでバタバタしている間に、東京大学で授業料値上げを検討していることが報道され、学生の反対運動が盛り上がり、東大は値上げ案の発表を延

期するという一連の動きがあった。新聞報道やSNSなどでは少し知っていたが、他の大学の学費値上げの有無にも波及しうる大きな問題だと思われるので、あらためて考えてみたくなった。そこで、関連資料を少し調べながらコラムを書いてみたい。

東大の授業料10万円値上げ案の報道

2024年5月、東京大学が授業料の引き上げを検討していることが報道された。例えばTBS NEWS DIGは、5月15日に次のように報じている。

「【独自】東京大学が授業料の引き上げを検討 最大で約10万円増額の年間64万2960円に」TBS NEWS DIGは、5月15日

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1172048?display=1>

東京大学が大学の授業料の引き上げを検討していることが関係者への取材でわかりました。授業料が最大でおよそ10万円値上がりする可能性があるということです。

諸報道でも解説されていることだが、国立大学の授業料は2004年の「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/416M60000080016>

で、標準額が年間53万5800円と定められていて、各国立大学法人の判断で標準額の20パーセント増までの範囲で設定することが可能となっている(2019

年度以降、東京工業大学、東京芸術大学、一橋大学、東京医科歯科大学など、一部の国立大学法人で値上げが実施されている)。東京大学の場合は、標準額の年間53万5800円を20パーセント増の64万2960円に増額(約10万円の値上げ)することを検討しているということになる。

また、東京大学新聞は、5月23日、東大新聞オンラインで、次のように報じている。

「【学費問題】東大 年間授業料2割増し検討 来年度より適用の可能性 教授会で議論」
https://www.todaishimbun.org/hikioge2wari_20240523/

科所長会議の素案では、学部・大学院(法科大学院を除く)での年間授業料を現行の約53万円から2割ほど値上げした64万円程度に引き上げるとされる。来年度の新入生より約10万円増の新料金が適用される可能性がある。

ある関係者は、教授会で値上げの理由として物価・人件費の高騰が挙げられ、増収分の約29億円は主に学内のDX(デジタルトランスフォーメーション)拡充のために使用されるとの説明があったと答えた。教員からは値上げの時期や方法に対し拙速だとの批判が上がったという。

学生からの批判を受けて、6月21日にはオンラインでの「総長対話」が行われた。その中で、藤井輝夫総長は、基盤的な収入である運営交付金の減少や支出の抑制に関する取り組みに言及し、教育・研究活動の改善に向けて、寄付金などは違い安定した財源として、授業料の引き上げの検討が行われるようになったこと、引き上げによる増益分の約29億円はD&I(ダイバーシティ&インクルージョン)やDX(デジタルトランスフォーメーション)推進や、体験活動プログラムなどに充てるという計画であることを説明したという。また、授業料の全額免除制度の対象を拡充する案も示したと言う。

「【学費問題】総長対話、学生13人が発言 決定プロセスや使途の不透明性に関する質問相次ぐ」東大新聞オンライン、2024年6月21日

https://www.todaishimbun.org/taiwa_20240621/

学生側の反対意見

この問題に関して学生からはさまざまな意見がSNSを含めて発信されたが、代表例として、東京大学教養学部学生自治会・自治委員会の「「授業料値上げに関する駒場決議」採択に付帯する自治委員会決議」（2024年6月10日）のなかのつぎのような意見を紹介する。

東京大学教養学部学生自治会編『学費問題を考える』2024年6月4日発行)

<https://drive.google.com/file/d/1CPsgNr2MqEJ3MyI9sHyh2YNkIZ8uVUo-/view>

全学一斉アンケートを実施した結果、最も大きかった反対の理由は、「授業料値上げが経済的困窮者を高等教育から疎外する」というものでした。この意見の中で示されている場面は、大きく分けて二つあると考えられます。第一は、貧困世帯などにおいて、授業料が出せないことによって大学に進学するという選択肢がなくなってしまう場面です。現在は高価な私立大学に進学するだけのお金はなかったとしても授業料が安価な国公立大学に進学するという選択肢が存在しています。しかし、その国公立大学も授業料が値上がりしたのでは、貧困世帯の子どもが高等教育への進学を諦める可能性が高くなるのが考えられます。

第二は、大学院進学の場合です。「大学までは授業料を出してもいいが、大学院の授業料は自費で賄うべきだ」と考える人は多く、本会が実施した全学一斉アンケートでは、修士課程以降になると授業料の出捐元として「自己の出費」を選択した学生が大幅に増加しています。このような自ら授業料を出捐する必要がある層にとっては、授業料の値上げは大学院に進学する

か否かの決定に致命的な影響を及ぼすでしょう。

本項は、上記の理由より、授業料値上げに反対するものです。しかし、超インフレの発生の場合や、総長から誰もが納得する合理的な理由が示された場合などに賛成に転じる余地を留保し、「現段階で」反対することを表明しています。

授業料の減免措置で授業料値上げのデメリットをカバーできるかどうかという点について、同自治委員会は次のように述べている。

大学側は、これまでのところ、授業料値上げの代わりに収入などに応じた学費減免措置の拡充を掲げてきました。しかし、学費減免措置の拡充は、以下の点から、授業料値上げの代替となるとは言えません。

第一に、授業料減免措置そのものに関する問題です。現在の申請方法では、授業料減免の可否は大学入学後暫くしないと明らかにならないため、高校時代に進路を選ぶ際の経済的・心理的障壁の上昇を緩和するものではありません。そもそも進路選択の際には限られた情報にしかアクセスしませんから、授業料減免措置があることすら知らずに大学進学を諦める高校生もいるでしょう。また、仮に減免措置の対象になっていたとしても、対象学生は煩雑な申請手続きに追われることとなり、こうした手続きによって学習の機会を不当に損なわれる可能性があることも想像に難くありません。

第二に、授業料減免措置の適用に関する問題です。いくら減免措置を拡充したとしても、収入が僅かに基準を超過してしまったことによって措置の対象から外れる学生も一定数存在します。そのような学生が被る不利益は、おもとの授業料が増えれば増えるほど、大きなものとなります。確かに、収入に比例した授業料の漸増措置を採ることも可能ですが、技術的問題からすぐ導入できるとは限りません。また、親の収入は確かにありますが、家庭の事情が原因で授業料を自費で支払っている学生の存在も忘れてはなりま

せん。特に修士課程・博士課程でそのような学生が多いことは既に述べたとおりであり、このような学生に対しては学費減免措置が適用されることはありません。

また、現役東大生ライターの布瀬川天馬氏は、朝日新聞の「オピニオン&フォーラム 東大学費値上げ案を考える」（2024年7月24日）の中で、次のように語っている。

https://digital.asahi.com/articles/DA3S15991983.html?iref=pc_ss_date_article

僕は世帯収入300万円台の家庭で、自分で学費を支払わないといけなかった。そのために私立大学ではなく、学費の安い国公立で、都内の自宅から近い東京大学を志望しました。東大の学生生活実態調査によると、世帯収入450面未満は10%以上。この生活の苦しい層にとって、10万円は死活問題です。(略) 貧しい世帯出身の学生にとって、東大は階級を逆転できる登竜門です。だからこそ学費が安く、誰でも地方からでもめざせる国民に開かれた大学出会ったほしい。10万円の値上がりは、貧困層にとって進学や卒業を諦める決定打となり得ます。相対的に「上流階級」が入りやすい大学になって、多様性は失われていくのではないのでしょうか。

こうした学内での反対の声を受けてだろうか。東京大学は、7月の次年度入学者選抜要項の発表時での授業料値上げ方針の発表を見送った。ただし検討は継続されるらしい。

中央教育審議会での議論

今回の東大学費値上げの背景には、次のような中教審での議論があると思われる。

2024年3月27日の中央教育審議会・高等教育の在り方に関する特別部会（第4回）で臨時委員の伊藤公平氏（慶應義塾長）の次のように述べている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/053/gijiroku/1422632_00003.html

私立大学は、平均で、1年間で124万円の学納金を納めるということになっています。（略）その一方で、国からいただける補助、いわゆる私大助成というのは、1人当たりおおよそ18万程度、水色の部分になっています。一方、国立大学は、国からの補助が86の国立大学で、平均で229万円あり、それに対して、受益者、学生が払う学納金というのは54万円プラスということになっています。335万円と右上に書いてありますけど、おおよそ、青と茶色を足すと283万円、国立大学は1人の学生当たり283万円の収入を得て、経営をしているということであります。これが多いか少ないかということ、理系も含む国立大学としては、これは少ないです。ですので、国立大学としては、284万円、または335万円というのをもっと増やしていく必要があると私は思います。

ただし、公平な競争環境を整えるという意味では、右の国立大学の54万円というのを150万円程度、受益者負担にしてほしいということであります。これにより、地方の一部の私立大学は、例えば、学納金を120万円に押さえれば、経営努力により、そちらに向かう学生もできるということで、地方でも皆、国立が第1志望ということが、一方的に決まっていく状況が変わっていく経営努力ができるということであります。そのようなことで考えているということでございます。

一方で、国公立大学の設置形態に関わらず、個人の経済状況に応じた奨学金制度は設計しておき、お金がないうちから国立大学に行く人には、それなりのしっかりとした奨学金を用意すること、また、修士課程の学納金も、学部同水準にするということも今後の方針だと思います。

上記の発言について、伊藤氏による当日資料のスライドで次のように補足説明されている。

2. 国立・公立・私立大学の協調と競争を促す学納金体系

【考え方・論点】

・高度な大学教育を実施するためには、学生一人当たりの収入として300万円/年は必要

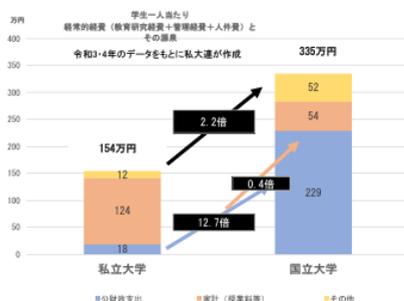
・国公立大学の設置形態に関わらず、大学教育の質を上げていくためには公平な競争環境を整えることが必要である。

・国立・公立大学の家計負担（学納金）は150万円/年程度に上げる。このことで一部の私立大学では経営努力により国立より低水準の学納金設定で公平な競争に参加できる。

・国立大学は一人当たり100万円の学納金増加により4,300億円/年の増収を得るので、運営費交付金の受給額が減るが、総額としては大学の収入が増える方向性を確保する。

・国公立大学の設置形態に関わらず、個人の経済状況に応じた奨学金制度を設計し、家庭の収入等の基準による公平な支援を設計する。

・修士課程の学納金を学部同水準またはそれ以上に設定する。



6

国立大学授業料大幅値上げが政策化される？

伊藤氏の主張する国公立大学と私立大学の「公平な競争環境」とはどのようなことか、あまりよく分からないし、大学に対する国の予算を増やすことを考えずに授業料値上げを政策化するのはどこかおかしく感じられる。また、学生たちが述べているように、授業料値上げによって困窮する学生のすべてを助けるような奨学金制度や授業料減免制度をつくることは容易ではないだろう。

にもかかわらず、議事録を読むと会議の場で伊藤氏の意見は、他の委員から概ね賛同を得ているようだ。今後、国立大学の授業料を大幅値上げは中教審答申に盛り込まれ、政策化されていく可能性がある。

このコラムを書きながら目にした最新情報であるが、8月8日には、日本私立大学連盟は「新たな公財政支援のあり方について」という提言を公表し、この中で、次のように述べている。

https://www.shidairen.or.jp/topics_details/id=4244

- 今や国立大学生の家庭の所得高位層の割合（36.7%）は、私立大学生のそれ（32.6%）を上回り、修学支援新制度の対象とならない所得中間層の学生の割合は私立大学のほうが高い。国立大学と私立大学の授業料格差は、国立大学の学生が国から授業料減免を受けているとも言え、経済格差と教育格差の悪循環を助長している側面がある。
- 国立大学は、授業料の上限規制を撤廃するなど現実適合的なものとし、収入増により学生に対するさらに質の高い教育を実施するとともに、国際競争力を強化し高度専門人材を育成すべきである。

こうした国立大学の授業料上限規制を撤廃することを求める考え方は、慶應義塾の伊藤氏だけではなく、日本私立大学連盟の総意という形で政策に影響を与えていくかもしれない。

教育社会学者の本田由紀氏（東京大学）は、先述の朝日新聞記事の中で、つぎのように語っている。

https://digital.asahi.com/articles/DA3S15991983.html?iref=pc_ss_date_article

「大学のお金が足りなければ、学費に転嫁すればいい」。非常に浅はかな発想です。日本はむしろ、大学の高すぎる学費を是正しなければなりません。

高等教育への公的な支出が少なく、私費負担に依存してきたのが日本の特徴です。日本よりも学費が高い米国は、その分学生への経済的支援が充実していますし、欧州では国立大が無償の国も珍しくありません。ところが日本は、学費は高く、経済的支援を受けられるのはごく一部に限られ、奨学金は「貸与型」という名の借金が一般的です。その上、私立大に合わせる形で、国公立の授業料は上がり続けてきました。

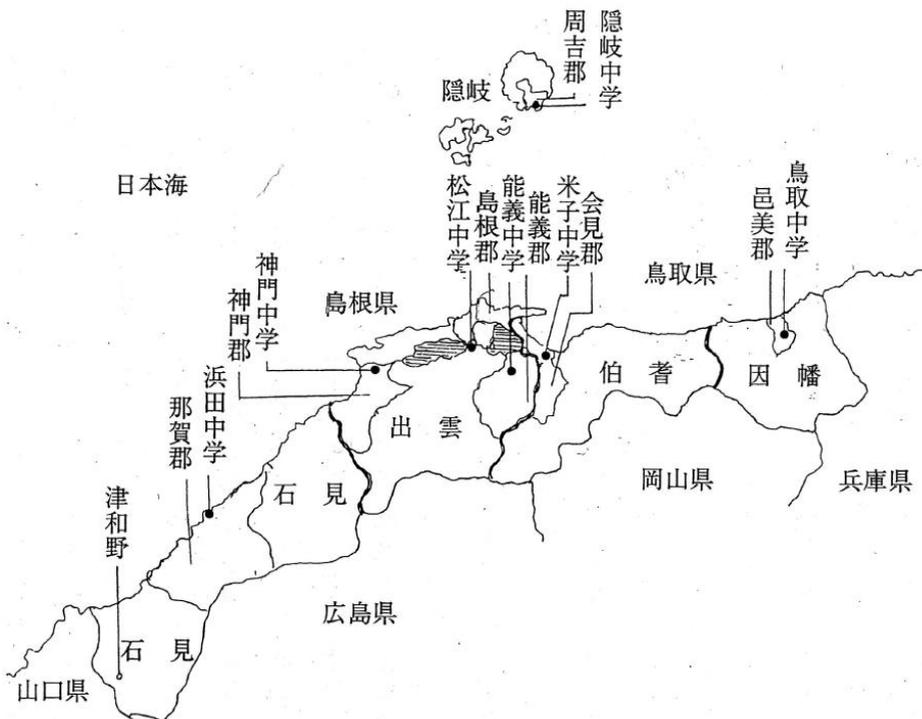
先日、国立大学協会が財政状況について「もう限界」と訴える声明を出し

たように、お金が足りないのは事実です。法人化によって国からの運営費交付金が年々削減されています。ですが、「もう限界」なのは実質賃金が上がりず物価高にあえぐ家計も同じ。学生にもっと負担させることは何の解決にもなりません。むしろ教育格差の拡大など、社会に与えるダメージが大きいですでしょう。

日々の出来事に追われがちの中でも、国の税金の使われ方について確認し、意見をもっておきたいと強く思う。

中学校校長を勤務しながら幕末明治初期にわたってこの地で行われた西洋医学、特に^{はな}華岡青州とその門人たちの研究活動を詳細に研究した。よって中学校長退職後、島根大学医学部特任教授に招聘され、医学教育史を講じた。

本論で言う山陰五州は現在の鳥取県と島根県である。[表1]にみるように明治4年11月、^{いなば ほうき おき}因幡、伯耆、隠岐の3州が鳥取県に、^{いずも}出雲が島根県に、^{いわみ}石見が浜田県になったが、明治9年8月、この3県5州を合併して第2次島根県が成立した。しかし明治14年9月、参議山県有朋、伊藤博文らの謀議で島根県が分離独立し、現在に続く第2次鳥取県・第3次島根県が成立したのである。幕藩体制下、^{いなばのくに}因幡国邑美郡鳥取平野32万石を領有した池田家と^{いずものくにしんじこはん}出雲国宍道湖畔松江平18万石を領有した松平家を除けば、みな6万石以下の小大名で、いずれも徳川



〔図1〕 1880年代・鳥根県、鳥取県公立中学校所在地略図

『明治十四年大日本府県分割図』鳥根岡山二県図によって作る。

宗家の縁故大名である。明治前期の県立中学校設置の方策は因幡の鳥取中学と出雲の松江中学を基軸に動き出すが、一方に全国公平、国民平等の革新思想も起ることから緊張を含みながら推移する(図1参照)。なお学期制とされる明治8年から12年に至る県内の私立中学校(殆んど漢学塾)をあげておいた(表2参照)。

〔表2〕 山陰五州の私立中学校

公認年	校名	校主	所在地
一八七五	相長舎	内村友輔	出雲・鳥根郡西茶町
一八七五	徳播養	中村守丘	出雲・鳥根郡殿町
一八七五	修文館	山村良行	出雲・能義郡広瀬町
一八七六	八雲山荘	松本巖	出雲・神門郡杵築村
一八七六	包養義塾	柳樂愛造	出雲・神門郡今市村
一八七七	改進舎	永田穂積	出雲・松江石橋町
一八七七	観善斎	高橋一	出雲・松江内中原町
一八七七	玉水舎	河村丹七	石見・安濃郡太田村
一八七八	共研学舎	高橋利亭	出雲・松江外中原町
一八七八	淡成舎	河野天鱗	出雲・松江寺町
一八七八	今市夜学	勝部正三郎	出雲・神門郡今市町
一八七八	亦楽舎	雨森精翁	出雲・楯縫郡平田村
一八七八	晩成学舎	森本歆一	因幡・鳥取堀端
一八七九	明倫学舎	清水苞	因幡・邑美郡杉浦町
一八七九	亦学舎	船田安吉	伯耆・汗入郡御茶屋宿
一八七九	百千社	山内衡	伯耆・汗入郡米子立町
一八七九	研慮舎	間島賀集	伯耆・汗入郡米子境町

「文部省第三年報」(「文部省第七年報」)掲載の「中学校表」によって作る。「公認年」とは「中学校表」初出の年である。

明治の新政府は戊辰戦争終結後、奥羽・北海道の始末も終わらぬままに行政改革をはじめた。即ち明治4年、廃藩置県を断行し、その年のうちに全国を3府72県に組みかえた。次いで明治5年2月、陸海軍を置いて、その年の終わりには徴兵令を発した。またこれと並行して学制を頒布。国民皆学のスローガンを掲げたのである。視野を変えるとナポレオンによる欧州大戦によって中世的騎士や騎士道はなくなり、すべて市民に一括される意識革命が進行中であった。明治5年の学制にみられる学区制は士族も平民もすべて平等、農民も町の商人職人も同能力を持つという前提のもとにつくられたものである。即ち日本全土を8大学区

に区分して本部を示し、そこに大学をつくる。各大学区は32中学区に分け、中学校一校をつくる。さらに各中学区を210の小学区に区分し小学校をつくるというものである。この通りになれば大学が8、中学が256、小学校が5万3、760校できたはずであるが、本稿であつかう明治前期はいずれも寥々たるものであった。^{りょうりょう}日本列島を府県別に区切る大学区は文部省によって為されたが中学区、小学区の区切りは府県に任された。人口統計ができていない時期である。各府県は旧来の郡町村を適当に区切って中学区小学区をつくった。士族や商人が住む^{じょうかまち}城下街には中学や小学校ができるが、農民や漁夫の住む村落には小学校すらできなかった。

しかるに明治9年8月、鳥取県が島根県に合併され、10年8月、堺次郎権令が乗り込んでくると事態は緊迫したものになった(表3参照)。この若き観念論者は美わしき隣人愛で弱者を助け、大島根県の各州(因幡、伯耆、^{いなば ほうき おき いずも}隠岐、出雲、^{いわみ}石見)に中学校をたてると言い出し各州別の経費案まで提示したのである。しかし^{ぜっかい}絶海の孤島・隠岐島。かつては流人の島であった隠岐島に中学進学を志す者が居るだろうか。しかし若き堺権令の執念はすさまじく、この孤島に中学を設けたが果して数年にして閉校した。同様に因幡・伯耆・出雲・石見の各州につくった鳥取中学、米子中学、^{かんど}神門中学、浜田中学も次々に閉校を止むなくされた。結局、^く発展の道を歩んだのは藩校の流れを汲んだ士族の中学校で、明治から現代に続いたのである。

〔表3〕1873～87年における因幡・伯耆・石見・隠岐五国の中学校系譜

所在地	学校名	創立年	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
鳥根県		1873年 変則中学											
邑美郡鳥取	鳥取中学 鳥根県立鳥取中学校												
鳥取県													
邑美郡鳥取	鳥取県立鳥取中学校 鳥取県尋常中学校												
会見郡米子町	鳥取県立米子中学校												
鳥根県		1876年 教員伝習校 変則中学科											
鳥根郡松江	松江中学 鳥根県立松江中学校 鳥根県第一中学校 鳥根県尋常中学校												
隠岐島後周吉郡	鳥根県立隠岐中学校												
那賀郡浅井村	鳥根県立浜田中学校 鳥根県第二中学校												
能義郡広瀬	郡立能義中学校												
神門郡浜村	郡立神門中学校												

『鳥取西高百年史』34-52頁「明治13年・鳥根県年報」（『第8年報2』318頁）『府県史料・鳥取県歴史』『鳥取県教育史』417頁「明治15年・鳥取県年報」（『第10年報2』578頁）『松江北高等学校百年史』33、52、106-116頁『浜高創立80周年記念沿革史』2-3頁『鳥根県近代教育史第1巻』729-743頁「明治13年・鳥根県年報」（『第10年報2』585-587頁）「明治16年・鳥根県年報」（『第11年報2』572-573頁）「明治17年・鳥根県年報」（『第12年報2』339-341頁）。

山陰5州の資料調査を終り、次は隣県の山口県に狙いを定めた。わがゼミに山口県出身者が居なかったので、単身、いく度か尋ねたが、資料は整然と整えられており、複写もやり易かった。

16世紀末、山陰山陽8ヶ国に覇を唱えた毛利氏は関ヶ原役後、^{すおうながと}周防、長門2国を封域とされ36万余石の大名に圧縮された。しかもこの防長2国には長府・^{きよすえ}徳山・^{きっかわ}清末の毛利支藩が含まれ、また毛利一族の吉川氏が^{いわくに}周防岩国に6万石を

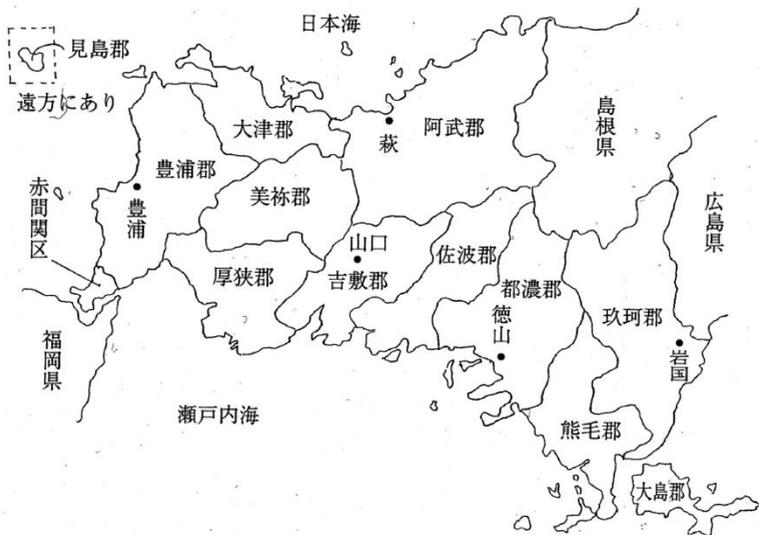
領有していた。毛利本家が支配する領地は一郡または一郡を二分して代官が治めた。この地を宰判(裁判)という。毛利藩独特の呼称である。明治2年正月、島津、毛利、山内、鍋島の薩長土肥4藩主が版籍奉還を上表し、続いて諸藩主も版籍を奉還したので、これらの藩主は藩知事に任命されて安堵^{あんど}された。かくして防長2国は山口藩、徳山藩、岩国藩、長府藩、清末藩の5藩になったが、廃藩置県の直前、徳山藩が山口藩に合併された。明治4年7月の廃藩置県で、4藩はそのまま、県となって山口県、岩国県、豊浦県(長府藩改称)、清末県となったが、同年11月、4県が統合されて山口県になった(表4参照)。防長2国の毛利一族の領土がそのまま山口県になったのであり、その後、県統廃合なく今日に至っている。稀有^{けう}な例である。

明治4年4月の戸籍法は数村合わせて小区、数小区合わせて大区とするものだが、山口県は従来の宰判をほぼそのままに21大区をつくり、それを基に中学区をつくった。明治11年、郡区町村編制法の施行で行政区としての郡が生まれるが(図2参照)、山口県の郡域も郡名も旧慣のものと変わらなかった。もともと宰判は郡を基準に区画したものだからである(図3参照)。その後も郡を分割したり合併したりすることなく現在に続いている。延喜式(10世紀初葉)の郡名が今日まで続く。これも稀な例である。

〔表4〕 山口県の成立

旧藩名	明治 4.6.19	明治 4.7.14	明治 4.11.15
萩藩	山口藩	山口藩	山口県
徳山藩			
岩国藩		岩国県	山口県
長府藩 (豊浦藩)		豊浦県	
清末藩		清末県	

(小川国治『山口県の歴史』283頁所収)。



〔図2〕 1880年代初期・山口県分郡略図

内務省地理局「明治十四年・大日本府県分割図」によって作成。



〔図3〕 山口藩領、支藩領および宰判の略図

石川卓美「勘場所在地一覽」（『防長歴史用語辞典』）により作成。

山口県は明治5年10月、「学制」に準拠した「中小学章程」をつくり、これによって山口・萩・岩国・豊浦に変則4中学校を設置したが翌年4月に廃止。4校のうち旧山口藩校明倫館に拠った山口学校と萩学校は変則小学として継続し、更に変則上等小学鴻城学校（山口）、同巴城学校（萩）と改称して中学教育を行った。この2校は旧藩主・毛利家の資金で運営されたので明治11年5月、私立山口中学校、同萩分校と改称した（表5参照）。

一方、明治8年、旧郷校の流れをくむ協興学舎が厚狭郡に起こり、佐波郡では有志協同の私立変則中学周陽学舎が10年3月に開設。12年には吉敷郡17ヶ村の共有金による公立中学校小郡学舎が開かれた。12年における山口県下公立私立中学校は〔表6〕のようになる。

明治12年3月、最初の通常県会で中学校補助費9,000円を計上。県立中学校設置維持に動き出す。元来、山口中学校と萩支校は旧藩主毛利家の資金によっていたし、小郡学舎、協興学舎、周陽学舎は公立、私立の違いはあっても郡内有志の拠金によって成り立っていた。県は県立中学校の設置に当って毛利家の資金と県内有志の拠金を主たる財源とする方針をたて、折衝を開始した。毛利家は74年、賞典禄10万石のうち、1,000石を毎年、山口県の人材育成のために寄附することにしてしたが、明治10年、賞典禄が打ち切られたので、家禄の中から毎年3,000円を支出して鴻城、巴城学校の維持費に当て、さらに3万3,156円を学校資本金として蓄積した。県立中学校の設置に当って毛利家はこの蓄積金全額を放出する上に、明治13年から向う10年間、毎年4,000円を寄附することにした。また旧支藩の長府毛利家は5,000円、岩国の吉川家は7,000円を10年間、分賦出金することにし、徳山毛利家は一時金で500円寄附した。県下の人民もまた、これに応じる者が多く、農商の福祉を目的に設立した協同会社も10年間に2万円を分賦寄附することを約諾した。県当局はこれらのことを13年の県会にはかり10年度の県税残余金から2万円を割いてこれらを県立中学校の設立維持の資本金とすることとしたのである。

〔表〕

明治前期・山口県内5中学校名の変遷一覧

西 暦 年	1872	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
山口変則中学																
変則小学鴻城学舎																
上等小学鴻城学舎																
私立山口中学校本校																
県立山口中学校																
県立山口中学校本校																
山口高等中学校																
山口学校（高等小学校別科）																
萩変則中学																
変則小学巴城学舎																
上等小学巴城学舎																
私立山口中学校萩分校																
県立萩中学校																
県立山口中学校萩分校																
萩学校（高等小学校別科）																
岩国変則中学																
県立岩国中学校																
県立山口中学校岩国分校																
岩国学校（高等小学校別科）																
私立豊浦学舎																
県立豊浦中学校																
県立山口中学校豊浦分校																
豊浦学校（高等小学校別科）																
県立徳山中学校																
県立山口中学校徳山分校																
徳山学校（高等小学校別科）																

「山口中学校本分校明治17年報」（山口県文書館蔵）、『文部省第8年報2』346頁、『同第9年報2』535頁、『山口高等商業学校沿革史』67～192頁、『山口県立山口高等学校百年史』23～72頁による。

〔表 6〕 明治 12 年における山口県下公立私立中学校

公立私立中学校名	所在地	校長または校主
公立小郡学舎	吉敷郡下郷村	松岡忠治
公立協興学舎	厚狭郡厚狭村	三戸需介
私立山口中学	吉敷郡白石村	長屋又輔
私立周陽学舎	佐波郡野崎村	上司潤蔵
私立鹿鳴社	玖珂郡錦貝村	塩谷處
私立澤湯社	玖珂郡保津村	東宗一
私立海南学舎	佐波郡西ノ浦	山本甚五郎
光塩私学	赤間関区田中町	服部章蔵
山口中学萩支校	阿武郡萩江向村	中村雪樹
私立豊浦学舎	豊浦郡豊浦	熊谷俊一

学校制度がはじまったばかりの明治前期、中学校を学区的視野で設置したのは毛利藩山口県だけである。小学校は義務教育（強制教育）だから児童の通学を優先して学区をつくらねばならない。しかし就学自由な中学校に学区は必要ない。東京府は学制公布直後、中学区を示したが、計画倒れて無視された。京都府は当初から学区を無視、大阪府は一定部分だけ中学区の改変を繰り返したが、府県境界の改変が激しいため、中学区は県内の一部にとどまった。全国的にみて、中学校就学は士族に限られていたから城下町以外に中学ができることはなかったのである。このようにみると山口県の中学校の繁盛^{はんじょう}ぶりと中学区^{はんじょう}の存在は改めて注目されると思う。

さてここで維新革命の人物に眼を向けよう。薩摩の西郷隆盛、大久保利通、長州の木戸孝允が維新の三傑と言われるが、2年にわたって官軍の指揮をとり、勝利を収めた西郷と、その間、国内の治安を維持しつつ統一国家へ移行させた大久保に比べて木戸の影は薄い。幕吏に追われて神出鬼没する桂小五郎時代の逸話（私はつくり話だと思ふ）から見れば嘘のようにおとなしい。幕末、西郷、大久保との倒幕の協議が倒幕軍として実現し、明治維新の道を開いたことで参議になり、版籍奉還などにも力を尽したが、以後、大久保の内治政策に批判を強めてしばしば参議の地位を離れたりした。木戸の真骨頂は文化的活動で、政治経済にからむ新聞の開発であった。彼が創刊した「新聞雑誌」は市井の戯れ言を編集した「瓦版」とは全く違った西洋のニューズペーパーで時期尚早の故か拡まらず、8年6月から「東京曙新聞」と改題したが資金難で他人の手に渡った。木戸は長州藩出身者の中心的存在であり、長躯北海道まで遠征した長州藩士を擁護したが、苦勞のわりに栄華の少ない山口県士族の不満は募るばかりであった。彼らの不満を慰撫するなか、明治10年、西南戦争がはじまると病床にあって戦況を憂慮した木戸は“西郷止めんかい”と叫びつつこと切れたとも伝えられている。西郷軍の敗色が明らかになった5月、京都で亡くなった。



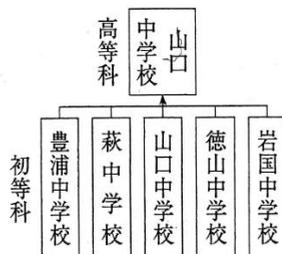
木戸孝允

さて1880年代、山口県の県立中学校改革問題である。ここで本県岩国市生まれの文部省書記官・江木千之^{えぎかずゆき}に登場願わなければならない。後に彼は普通学務課長を長く勤め文部大臣・貴族院議員になるが、“文部省より発せらる法令規則で自分の手にかからぬものはない”と豪語する人物である。彼はまた明治10年代故郷山口県に帰ってしばしば中学校設置に容喙し助言もした。初回は明治17年、中学校通則が公布された時、これまでの中学校資本金を発展させて私立防長教育会を組織した。旧藩主・吉川経健、毛利元忠、毛利元功、毛利元敏、毛利元徳らによる「私立防長教育会趣意書」によれば萩、山口、岩国、豊浦、徳山の5中学校（図4参照）を振興するために、これまでの積金10万円と地方税補助金400円の上に毛利元徳10万円、毛利元敏1万円、毛利元功1,000円、毛利元忠300円、吉川経健2万円（公債証書）の寄附金を加え、さらに有志寄附金を募集して25万円をつくる。これを元金として7朱の利息を生ずれば年1万7000円餘になる。これに県会の補助5,000円を加えて5中学校を経営しようとするものであった。

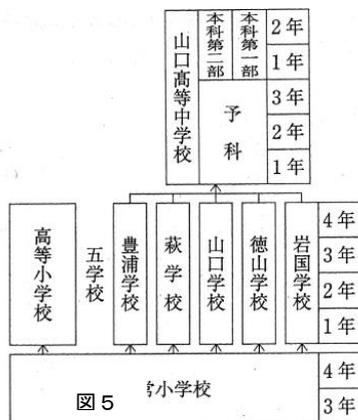
明治19年の中学校令施行に際し、山口中学校を高等中学校として諸学校通則1条によって文部大臣の管理学校とした。この時、萩、豊浦、徳山、岩国の4中学校を廃止し、山口高等中学校と旧4中学校に高等小学校を仮設して高等



江木千之



〔図4〕 1884年山口中学校本分校進学経路
 「山口県本分校明治17年報」による。



〔図5〕 山口県進学系統図

中学校予備科に入るための準備学校とした(図5参照)。経費は授業料と地方税補助を当てたが明治22年から私立防長教育会がー校400円ずつ支出。翌23年から地方税補助を廃して私立防長教育会に附属させた。各学校の管理は各郡長が行ったが27年から山口高等中学校長・岡田良平に委嘱。28年、山口県尋常中学校が開設されたが、校地校舎は私立防長教育会の寄附によって私立山口学校を襲用したものであった。29年、萩・豊浦・徳山・岩国の諸学校は山口県尋常中学校の分校になった。

参考文献

本稿を書くに当って『文部省年報』所収の当該県中学関係文書閲覧は当然として他に次がある。

山陰5州…「府県史料・鳥取県歴史、島根県歴史」(国立公文書館)

『鳥取県教育史』

『鳥取県近代教育史』

『鳥取西高百年史』

『鳥取県近代教育史』

『新修島根県史』

『島根県議会史』

『浜高創立70周年記念誌』

『松江北高等学校百年史』

山口県…『新訂防長回天史』

『山口高等商業学校沿革史』

『江木千之翁経歴談』

『防長教育会百年史』

大学で行う教育学とはいかにあるべきなのか？

— 教育学者田代元彌の著作(1970年)から —

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

ちょうど公務で、大東文化大学の1987(昭和62)年度の『教授要項』を読んでいたら、当時の教育史概説(日本教育史)を担当されていた田代元彌教授(大正8年生まれ、1942年9月東京帝国大学文学部教育学科卒)の著作について、本稿で少し取り上げてみたいと思うにいった。

まず、当時の大東文化大学で田代が担当していた教育史概説についてみると、教授内容(文学部教育学科)として、「日本における中世以来の教育諸事実を取り上げ、変遷の過程を確かめ、かつその背景を研究する。また、外国の教育の動向についても、必要な限りこれを見ることにより、比較教育史研究の一端にふれる」としている。同大学中・高教職課程での教育史・教授内容も、「教職の選択科目の1つとして、教育原理の学習をさらに拡大・深化させる狙いをもって、かつまた今日の教育における現実的課題が、よってきたるところのものを重点的に追究する。なお、この間に、明治以降の我が国教育の動向ならびに、それに影響を与えた内外の諸思潮との関係をも併せ取り上げる」と言及しているのであった。

以下、本稿で取り上げる教育学者田代の著作は、研究社編集部『大学における学問 人文・社会科学編』(1970年)所収の、田代「教育学」である。当時の激動期の大学で、「教育学が問題の性格と真相、解決の方向を正しく示す責任を負うべきである」と強調している。田代によると、「学生と称するものの、きわだって成熟が遅れ出したものを収容する大学が、教育指導の場であることを軽視し、またそれに相応しい素養に欠ける教師を多く配置したのだから、問題が起きないほうが不思議だとも言える」と示唆している。

また大学問題の要因について、「一、就学率の上昇と学校経営の傍流的必要に起因するマス・プロダクション方式の弊害、二、アカデミックな場に人間的にも能力的にも合わない学生の大量入学、三、高等学校以下の改造に対応する大学教育の体質変更が立ち遅れたこと、四、大学教師の急激な需要増に対処する養成の仕事が等閑に付され、そのため、学生と教師との区別もつかないものが、多数教師の地位につき、運営組織を混乱させたこと、またそれを学問の自由の名において扇動する勢力が動いたこと、五、就職の手段として大学を利用するだけの功利的な考えに対して、大学がなんらなすところなく、それに引きずられたこと」などが率直に挙げられている。

したがって、これからの大学教員は、「学生に本格的な学問研究をさせるとともに、社会に対しても、その学問の最高水準の理をつくして、かつ分かりやすく公開することが要求される。生半可な知識の切り売りはたちまち批判的にさらされるであろう。そのような大学全体の役割を、理論的にまた技術的にリードするのも教育学者の責任である」と明確な姿勢を明らかにしている。

そして、教育史学が史実または教育的史観に立脚して、体系化を行うものとし、教育学の分化もこの先ますます進行していくなかで、いっぽうで「教育学と呼ばれるものが総合された内容あるいは方向をもって構成されていなければならないのであるが、それが上手くいっていない」と吐露しているのであった。そもそも戦後の民主的な学制改革についても、「一部の研究者の立論の立場を自由にしただけで、教育学の態様を大きく変えるにはいたっていない。いな、それよりも、特定の社会科学の手法にかき回されて、不必要な迷いと対立をこの学界に招き入れたきらいがないとは言えない。つまり、学問論が不消化のままで、時間を過ごしているうらみがあるのである」と、根本的な問題点を示唆しているのであった。

田代のこのような指摘について、あらためて私・谷本をはじめとした、現代の教育学・教育史研究者が読み直し解釈してみると、どういう感想をもつのであろうか。少しこのNL同人らとも、率直に話し合ってみたいと思うところである。

大正時代の女子高等教育(70)
神戸女学院専門部から夢の大学部へ
ながもと ゆうこ
長本 裕子(ニューズレター同人)

大正5年3月、創立40周年記念式、ソール名誉院長推戴式、C.B.デフォレスト院長就任式を赤れんがの大講堂で盛大に挙行了。神戸女学院の日米双方の関係者の夢は、西日本最大最善の女子大学を建設し、日本女子教育の最高水準を新たに示すことであった。神戸女学院高等科は、明治42年10月、専門学校令による認可を得て、神戸女学院専門部と改称した。

明治37年1月に日本女子大学校、大正7年3月に東京女子大学が専門学校令に準拠して設立されていた。両校は教育内容、諸施設において整備されていたことをもって「大学」の称を認められた。東京女子大学が六つのキリスト教伝道団による設置が決まった時、神戸女学院に対しても専門部を廃止して新大学に合流するようにと勧告があった。しかし、東京と神戸では距離がありすぎる、西日本にも別個の大学があってもいいのではないかという考えて、在日伝道団も中部婦人伝道会も、神戸女学院が20余年にわたって西日本の女子高等教育機関として実績を積んできたことに鑑み、独自に存続することが適当であると意見が一致した。

「専門部」を「神戸女学院大学部」と改称

大阪生まれの第五代デフォレスト院長は、東京の両女子大学と同等以上であることを明示するために、この際専門部を改めて、「大学部」とすべきことを提案した。それに対して、“女学院に不似合い、卒業生の縁談を妨げる”などという反対の声もあったが、理事会は院長を支持した。デフォレスト院長は、いずれ女子の大学のために新しい法令が出た時にすぐに申請できるように、学科課程を改善し、制度・組織を整備し、施設・環境の拡充発展を図ろうとした。大正7年11月、学則改正案を申請し、大正8年2月、それまでの「専門部」を「大学部」と称することが認可された。7年の臨時教育会議において、制度としての女子大学は時期

尚早という結論が下されたため、「専門学校令」による大学部であるが、日本女子大学校、東京女子大学とともに日本女子教育の最高課程を持つことになった。

大学部の修業年限は、予科1年、本科3年、付属英語専修科2年である。本科は英文科で、さらに第一部と第二部に分かれる。第一部は英文学研究に必要な科目を正科とする。第二部は英文学研究に必要な科目のほかに、教育に従事しようとする者に必要な科目を加えた。大正8年の学科課程を『創立五十年神戸女学院史』から示そう。数字は1週間の授業時間数を表す。

第一部 正科・選択科合わせて週21時間

正科：修身1、聖書2、英文学6、歴史2、国語漢文（3学年のみ）4、心理（1学年のみ）4、理科（2学年のみ）4、体操2 合計17時間

選択科：国語漢文、家政、理科、音楽の4科は学年に拘わらず選択し、継続することができる。

第一学年：仏語又は独逸語、文学概論、経済、哲学史、立体幾何

第二学年：仏語又は独逸語、社会学、教育衛生、特殊心理学、
法学通論、三角術、哲学史、日本美術史

第三学年：仏語又は独逸語、社会学、応用心理、高等数学、
法学通論、精神検査法、現代思想、天文学

※選択科は合計4時間。仏語又は独逸語以外は1週2時間。

各学年とも仏語又は独逸語は1週3時間、従ってこれを採る者は1時間増加する。

少なくとも2学年以上継続する。

第二部 正科・加設科・倫理教育合わせて週25時間

正科：修身1、聖書2、英文学6、歴史2、国語漢文2、倫理教育（1学年は2時間、2・3学年は3時間）、体操2

加設科：1学年は8時間、2学年は7時間

1・2学年…教材、文法及び練習、声音楽、読方会話作文、和文英訳
通訳

3学年…教材、文法及び練習、イデオム練習、読方会話作文、和文
英訳通訳、教授法及びその実習 7時間

※加設科の内容は、大正11年4月改正の学科課程表に依った。

聖書・英文学・歴史及び第二部の加設科は英語で教授する。

入学資格

- 1、高等女学校高等科卒業者は本科に入学。
 - 2、高等女学校4ヶ年修了者は英語専修科第1学年に入学。
 - 3、高等女学校5ヶ年修了者及び学院女学部5ヶ年修了者は、予科又は英語専修科第二学年に入学。
- 2・3は、予科または英語専修科修了後本科に進学。

※他校の高等女学校出身者に対しては英語の入学検定を行い、不合格の場合には、五年制高等女学校卒業者にも英語専修科第1学年の入学検定を受けさせる。

このように大学部は英文科だけに集約して、他の高等女学校出身者に対しては英語の試験を実施するなど、本当の大学レベルの英文科を目指したことがわかる。しかし、かつて重視されていた理科が選択科目の一つにすぎなくなった。

教授陣としては、国語・漢文担当に広島高等師範学校卒業の本橋太一、英語・英文学担当に同志社教授だった飯塚恒太郎、理科、数学に三浦義蔵等が就任した。その他、学院卒業生教員が活躍した。同年9月、札幌農学校出身でスタンフォード大学卒業の木村徳蔵が大学部部長に就任した。

大正11年の学則改正で3年制の「高等部」設置

さらに 大正11年学則が改正された。大学部は予科及び英語専修科を廃止して、修業年限3ヶ年の「高等部」を設けた。学科課程は、旧両科の課程をまとめ

て、修身、聖書、英語（8～15時間）、国語漢文、地理歴史（2年）、数学（1・2年）、法制経済（3年）、科学史（2・3年）、哲学論理（3年）、唱歌教育（1年）、体操、選択科（2・3年）で、合計毎週25～29時間とした。

これは、男子の「高等学校高等科文科」に近似させて、文部大臣が、神戸女学院の高等部卒業者について、男子の高等学校高等科卒業者と同等以上の学力があると認定することを期待したのである。学院の高等部（3ケ年）を修了して、さらに学院の大学部（3ケ年）を卒業すると、尋常小学校から通算して16年学ぶことになり、帝国大学卒業者と同じ年数の課程を履修することになる。こうして女子高等教育の最高峰を目指したのである。

この高等部設置に関連する規則改正は、大正11年3月、専門学校令によって認可された。そして12年6月、大学部英文科第二部卒業者に対し、中等学校英語科教員無試験検定の資格が認められた。この特典は関西でただ神戸女学院のみであった。それまでの卒業生が検定試験を受けては合格していたので、学院の英語教育の優秀さが認められたからである。生徒・保護者、学院関係者の喜びは大きかった。同年9月、オベリン大学及同神学校出身の畠中博が大学部部長に就任した。

神戸女学院音楽部——関西唯一の専門学校令による音楽専門学校

また、大正14年には、音楽部が専門学校令による認可を申請し、15年3月、認可された。関西で唯一の専門学校令による音楽専門学校の誕生である。音楽部は、予科（1ケ年）、普通科（3ケ年）、高等科（2ケ年）、師範科（3ケ年）からなる。入学資格は、予科は四年制高等女学校卒業程度、普通科は予科卒業程度、高等科は普通科卒業程度とした。普通科及び高等科にそれぞれ器楽・声楽の両部を置いた。師範科の入学資格は、四年制高等女学校卒業またはこれと同等以上の学力あるとみとめられた者で、普通科第一学年修了以上の音楽に関する素養のある者とした。

東京音楽学校（現東京芸術大学音楽学部）出身の広田美須々が音楽部ピアノ科主任、ロシア人でペテルグラーヴ音楽院出身のE. G. ツツエフもピアノ科を担当、学院卒業生で米国シモンズ大学卒業の藤田トキが音楽通論、ピアノ、オルガンを担当し、音楽部主事を務めた。

「財団法人神戸女学院」を設立し、新校地岡田山へ移転

大正8年に「大学部」と称することが認められて以来、学院は、将来「大学令」に準拠する「本当の大学」に昇格するために、学則の改正に取り組んだが、施設面での充実も必要であった。その準備として、中部婦人伝道会がシカゴに「在米神戸女学院財団」を組織した。次いで、日本の法律による「財団法人神戸女学院」の寄付行為を、神戸女学院理事会が作成して米国に送った。

大正15年12月、財団法人神戸女学院の設立が認可された。理事12名（内、4名は同窓会員）が選任され、オールズ師が理事長となった。先に同窓会は、大正7年、神戸女学院後援会を組織し、法人化し、同窓生・父兄や一般有志から寄付を募り、大学部の校地として12年6月までに明石大蔵谷の敷地約2万1千坪を購入するのに尽力した。この広大な土地で西日本最大最善の女子大学を建設し、日本女子教育の最高水準を新たに示すことが日米双方の学院関係者の大きな夢であった。しかし、大正12年9月1日の関東大震災により、計画の見直しを余儀なくされた。大蔵谷の敷地は造成地であるため、校舎・寄宿舎を建築することは避けるべきであるとなった。理事会は、大学部の大蔵谷への移転を取りやめ、大学部と高等女学部を1箇所にとまとめて収容することにした。そこで山本通の現校地及び大蔵谷の敷地売却を決定し、昭和5年3月、西宮の北郊岡田山に新校地（現在の学院地）を購入した。

学院の新構想—「大学部」から「専門部」に復す

昭和初年ごろ、アメリカにおけるプロテスタント各教派の宣教師たちの、外国における活動に関する調査で、神戸女学院「大学部」は高い評価を得た。日本

に関する『地域報告』の中の「女性のためのキリスト教カレッジ」の項に、“シニア・カレッジの名に値するのは、神戸女学院と東京女子大学である。”という一文が見られる。デフォレスト院長が目指したように、東の東京女子大学に対して、西の神戸女学院大学部と評価されたのである。

学院は新構想を立てた。修行年限の短い女子専門学校を設置し、教員無試験検定の特権を得て、日本の女子教育界の最高水準を示すことにした。そして高等女学部・音楽部も同一校地に併置して経営上のむだを省き、全学院一体として教育効率を発揮するという方針にした。

昭和3年度、大正11年の学則改正で設置した3年制の高等部に乙類を設け、修業4年で教員無試験検定の資格を得ることをめざした。そして旧来の高等部を甲類とした。さらに乙類を二部に分け、第一部は女子に須要なる学芸を学習させ、第二部はそれに加えて教育に従事する者に必要な学科を併修させた。

大学部にも乙類を設け、旧来の大学部第一部・第二部を甲類と称した。乙類は英文科で修行年限3年、倫理・聖書・英語・体操の他、自然科学・倫理学・哲学・美術史・日本文学史等を履修させた。

この改正は、従来5年かかって得た英語科教員無試験検定の特典を、5年制高等女学校卒業者は3年で、4年制高等女学校卒業者でも4年で獲得する近道を開き、かつ、高等の教育を受ける機会も作ったものである。しかし、その代わりに10年前に特許を得た「神戸女学院大学部」の名称を「神戸女学院専門部」と改め、新専門部内に大学部・高等部・音楽部を包括することになった。学則改正の件で文部省に出頭した教務担当者が教員無試験検定の獲得に執着するあまり、文部当局の説得に屈してしまったと言われている。文部省は極力女子の学校に「大学」という名称を使わせたくなかったようだ。高等部乙類卒業者の教員無試験検定申請は、昭和7年2月認可された。3～4年で教員無試験検定の特典にあずかる近道ができたため、遠回りになる大学部乙類は在籍数2名となり、衰退した。文部省の思惑通りになったのである。

昭和9年度、10年度に学則改正を行った。学科組織を多少簡素化して、時世の要求に合致した高等部の拡充をはかった。昭和9年度の全在籍数は773名、うち高等女学部463名、高等部241名、音楽部50名、大学部19名。昭和14年度の在籍総数1,016名、高等女学部594名、高等部346名、音楽部68名、大学部8名。10年近く認められた「大学部」の名称を返上し、「専門部の中の大学部」で甘んじるしかなかった。デフォレスト院長の悲願であった「大学令」による「本当の女子大学」構想も戦後まで待つしかなかった。12年10月、専門部を専門学校と改称した。昭和23年3月、神戸女学院大学は、新制大学として認可された。

音楽部も昭和4年に学則を改訂し、予科1年、本科3年、高等科2年、師範科4年とした。昭和5年と13年の2回にわたり中等学校音楽教員無試験検定を申請したが、認可されなかった。音楽科教員無試験検定の特典は官立の東京音楽学校卒業者に限るべきであるというのが、当時の検定委員の見解であった。学院の音楽部は、関西で唯一の音楽専門学校であったが、ここでも文部省の官立第一とする姿勢に阻まれたのである。

さて、新校地の岡田山（現兵庫県西宮市岡田山4-1）は、六甲山地の東に続く丘陵地で、景勝の地である。大阪・神戸両都から当時約40分の地に総面積3万4,000坪余を得、購入には山本通の現校地及び大蔵谷の敷地を売却し、特別寄付金を充当した。設計は、日本において25年もの経験を積んでいるヴォーリス建築事務所に依頼した。ちなみに所長W.M.ヴォーリス博士の夫人一柳満喜子は神戸女学院音楽部の卒業生である。施工は、大蔵谷の敷地を買い取ってくれた竹中工務店の竹中藤右衛門に依頼し、昭和8年3月には大部分が完成し、春季休暇中に移転を決行した。

2年の歳月をかけて完成した新校舎は、壮麗日本一と称されるほど善美を尽くした校舎となった。正門に入って正面に音楽館、坂を上り台地の上に出れば図書館、総務館、文学館、理学館の4棟が方形に中庭の芝生を囲んでいる。講堂、礼拝堂、社交館敷地、体育館、松林に茶室、高等女学部の建物、4,000坪の大

運動場、同窓会館、家政科実習館、教師・従業員の住宅区域、専門部及び高等女学部の寄宿舍。校舎8棟は鉄筋コンクリート造、住宅・寄宿舍13棟は木造セメント塗り込み。各建物は原則2階建て以下、南地中海様式で統一し、外壁は淡いクリーム色、屋根瓦は七色の瓦を用いて赤銅色にまとめ、周囲の緑との調和に工夫がなされている。キリスト教主義の学校にふさわしい荘重にして優美な趣を添えた。「均整のとれた建物は、人の心の中に、洗練された趣味と美の観念を啓発する」というヴォーリスの信念が込められていた。平成26(2014)年9月、ヴォーリス設計による岡田山キャンパスの12棟が国の重要文化財に指定され、現在に至っている。

参考文献

『創立五十年神戸女学院史』

『神戸女学院百年史 総説』

『神戸女学院百年史 各論』

『神戸女学院の125年』(1875~2000)

『私たちの学生時代 神戸女学院のものがたり』

『重要文化財 神戸女学院—ヴォーリス建築の魅力とメッセージ』創立140周年記念版

畑中理恵『大正期女子高等教育史の研究』—京阪神を中心にして—

進学案内書にみる戦前期東京の予備校(4):

『最近東京遊学案内』(明治40年)(2)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号では、東華堂より刊行された受験学会『最近東京遊学案内』の1907(明治40)年の「第八章 雑種諸学校」に掲載された予備校の情報を見ていく。以下、進学案内書に掲載された情報をそのまま掲載していくが、第八章に掲載された機関は10校あるため、次号と2回に分ける。

東京学院

位置 東京市神田区仲猿楽町

目的 本校ハ諸官立学校又ハ中学校ニ入学セント欲スル者又ハ検定試験ヲ受ケントスル者ニ中等教育ヲ与ヘ普通学ヲ速成ニ教授スルヲ以テ目的トス

学科及修業年限 学科ヲ分子受験科及ビ専修科ノ二トナシ受験科ニアリテハ専ラ中学二年級以上及ビ中学教員検定試験ニ応ズベキ者タルベク専修科ハ独語、英語、数学、国語漢文、理化学中ノ一科目ヲ選ビ学習セシムルニアリテ修業年限ヲ一年乃至二年ト定ム

入学資格 入学セントスル者ハ年齢満十四年以上品行方正、身体強壯高等小学第二年以上ノ科程ヲ卒ヘタル者又ハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学費 本院学費ヲ定ムルコト左ノ如シ

受験科 束脩 金一円

授業料 金一円七十銭

校費 金十銭

専修科 束脩 金五十銭

独逸語科授業料 金七十銭

英語科同 金六十銭

数学科同 金五十銭

国語漢文科同 金六十銭

理化学科同 金七十銭

正則予備学校

位置 東京市神田区錦町三丁目

目的 本校ハ高等及ビ中等普通学ヲ正則ニ且ツ速成ニ教授スルヲ以テ目的トナス

学科及修業年限 学科ヲ類別シ高等受験科、普通受験科、数理化受験科、同初等受験科、高等数学科、甲種数学科、乙種数学科、丙種数学科、中学科、臨時受験科トシ修業年限ヲ三ヶ月以上二個年以内トス

入学資格 本校へ入学セントスル者ハ年齢十二年以上ノ者ニシテ品行方正、身体健康高等小学校第二年ノ課程ヲ卒ヘ若クハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学費 学生入学ノ許可ヲ得タル者ハ束修トシテ中学及受験科ニアリテハ金一円
夜学諸科ハ金五十銭ヲ納付スベク尚ホ生徒入学ノ上ハ左記ノ規定ニ準シ授業料ヲ納入スルモノトス

受験科、中学科 第一学期 全科 金四円

第二学期 同 金三円

第三学期 同 金三円

夜学科 第一学期 全納 金三円五十銭

第二学期 全納 金二円五十銭

第三学期 同 金二円五十銭

東洋中学院

位置 東京市神田区裏神保町

目的 本院ハ尋常中学又ハ高等ノ諸学校ニ入学セント欲スル者及ビ普通学ヲ修得セント欲スル者ノ為メニ各科専門ノ學術ヲ教授セントスルニアリ

学科及修業年限 学科ヲ別チ随意科、受験科、速成科トシ随意科ヲ英語科、数学科、漢文科、国語科、独逸語科トナシ受験科ヲ中学、高等ノ二種ニ分チ速成科ヲ数学英語及ビ漢文ノ三科ニ分類ス

入学資格 入学セント欲スル者ハ年齢十四年以上ノ者ニシテ高等小学第二年級ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベク同高等科入学者ハ中学第二年級ノ課程ヲ卒ヘ若クハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学費 本院ニ入学セントスル者ハ左ノ區別ニ従ヒ月謝ヲ納付スベシ但シ束修ハ凡テ之ヲ要セズ

随意科 英語科 初等金五拾錢 高等金六十錢

数学科 初等金五拾錢 高等金六十錢

漢文国語科 初等金五拾錢 高等金六十錢

独逸語科 初等金六拾錢 高等金七拾錢

英漢数速成科 金七十錢

中学受験科 金一円五十錢

高等受験科 金一円五十錢

中央中学院

位置 東京市神田区猿樂町

目的 本院ハ中学校、師範学校、及ビ高等各専門学校ニ入学セントスル者又ハ傍ラ職業ヲ有スル者若クハ特別ノ事情アル者ニ限り実践躬行ヲ主トシカメテ之

が素養ヲ完全ナラシメンガ為メニ設クル所ノ者トス

学科及修業年限 学科ヲ類別シ英語科、独逸科、漢文科、国文科、数学科ノ五科トナシ更ニ之ヲ初等科、中等科及ビ高等科ニ區別ス

学科要目大要左ノ如シ

修身、教育、漢文、数学、英語及会話、地理、歴史、博物及物理、化学、法制経済、独逸語

入学資格 本院ニ入学セントスル者ハ品行方正、身体強壯高等小学第二年級ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学資 本院生徒タルベキ者ハ毎月授業料トシテ毎科ヲ通ジ初等科金四十銭、中等科金五十銭、高等科金六十銭及教場費一ヶ月金十三銭ヲ納付スベシ但シ束修ハ之ヲ徴収セズ

数学専修義塾

位置 東京市神田区仲猿楽町

目的 本塾ハ主数学ヲ専門トナシ別科トシテ理化学、英語及ビ漢文学ヲ教授スルニアリ

学科及修業年限 学科ヲ分子数学、理化学、英語、漢学ノ四種トナシ之ヲ本科及速成科ニ別ツ

入学資格 入塾セントスル者ハ年齢満十二歳以上品行方正、身体強壯、高等小学第三年級ノ課程ヲ卒ヘ若クハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学費 入塾セントスル者ハ束修トシテ毎科金五十銭ヲ納付スベク尚ホ生徒入学ノ上ハ月謝トシテ数学科ニアリテハ一ヶ月金七十銭、理化、英語、漢学科ハ金六十銭ヲ納入スル者トス

交友義塾

位置 東京市芝区西久保桜田町

目的 本塾ハ中学科、受験科又ハ英学、数学、漢学、理化、独逸学ノ専修科其他
随意選科等ノ諸学科ヲ授ケ大学又ハ高等ノ各種学校ニ入ラントスル者ノ為メニ
博ク普通ノ学科ヲ教授スル所トス

学科及修業年限 学科ヲ分子中学科、受験科、専修科、特別科、随意選科トシ中
学科ハ文部省令ニ基キ中学程度ニ從ヒ中学以上ノ業務ニ就カントシ又ハ高等
学校ニ入ラントスル者ノ為メニ設ケ受験科ハ専ラ官立各学校ノ受験生徒ヲ養成
センガ為メニ設クル所ニシテ専修科ハ一科若クハ二、三科ヲ速成ニ専修セン為
メニ設ケ修業年限ヲ受験科、中学科各五個年、専修科三個年ト定ム

入学資格 入塾セントスル者ハ年齢滿十四年以上ノ者ニシテ高等小学ヲ卒業シ
又ハ之ト同等ノ学カヲ有スル者タルベシ

学費 学資ハ左ノ定額ニ從ヒ毎月之ヲ前納スル者トス

束修 金一円

月謝 予科 金九十銭

本科 金一円

専修科 金一円十銭

特別科 金一円二十銭

旧制灘中学の教育目標と生徒の活動(10)

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

はじめに

旧制灘中学校の教育目標や生徒の活動についての史料を紹介している。前号に続き、曾我豊吉に関する史料を紹介する。

前号で紹介したように、御影師範学校教諭であった曾我豊吉は、1923年から設立運動を開始していた。前号でとりあげた日高驥三郎「第九回創立記念式辞」(『灘』第21号、1937年3月1日)には、1923年12月に公表された設立をめざす中学校の「教育方針の要領」が紹介されている。それは、次のような内容であった。

- 一、健全なる公民たらしめんがために立憲的思想の養成と協同的精神の作興に努力すること
- 二、国際的観念と人類相愛の思想を涵養すること
- 三、個性を尊重し自恃の精神と強固なる信念とを啓培すること
- 四、質実剛健にして勤労を尚び奉仕を悦ぶ習慣を養成すること
- 五、理想を尚ぶと同時に教育の実際に努むること
- 六、身体の正常なる発育に留意し運動を好愛する機会を與へ元気を旺盛ならしむること
- 七、趣味を養ひ審美的観念の発達を助成し高尚優雅なる品性を醸成せしむること

この「教育方針の要領」は、「個性尊重」が明記されており、大正新教育(大正自由教育)の色彩が強いように思われる。

「国際的観念」「人類相愛」「趣味や審美的観念」の涵養も大正新教育と共通していると指摘できるだろう。

曾我豊吉が目指した中学校は、大正新教育の特徴を有する学校であったと考えてもよいのではないだろうか。

なお、「身体の発育」「運動の好愛」「国際的観念」「人類相愛」は、のちに灘中学校顧問となった嘉納治五郎の「精力善用」「自他共栄」との親和性が認められ、「趣味や審美的観念」の涵養は、真田範衛校長の考え方との共通点が認められるのは興味深い。

次号は、『灘』第21号(1937年3月1日)に掲載された曾我豊吉の「訓話」などを紹介する。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項 (2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

本年7月17日付の日本経済新聞(朝刊、31面)には、日本女子大学の社会連携教育センターの注目すべき活動について掲載されていました。まず、地元文京区との連携協力として、災害などの想定において、地元住民らの救助・防災支援の一環として日本女子大生らも参画するかたちで、避難用の簡易ベッド設営などを実際に行いながら、改善点の指摘も参加した女子大生らから積極的に声が挙がっていました。また日本女子大の社会連携教育センターでは、地元の文京区を含めた国内の5地域と連携協定を結び、学生らから地域貢献策の企画提案を定期的に公募するかたちで、実際に採択された活動に対しては、学生らの地域貢献活動に相応の補助経費を助成し、女子学生たちの学びの成果を地域社会に積極的に還元支援していきたい!と強調しています。ほんとうに素晴らしい大学としての試みですね。(谷本)

わたしは教育学科出身でありながら日本教育史以外の、西洋教育史や教育哲学などについての知識が不足している。例えば、シュライアーマッハーやディルタイなどの人名を目にすることはあっても、自分の問題意識に結びつけて学ぼうとしたことはなかった。ヘルムート・ダンナー著、山崎高哉監訳、高根雅啓・弘田陽介・田中潤一訳『解釈学入門』(法政大学出版局)を読みながら、このことはマイナスだと痛感した。ヘルムート・ダンナー(Helmut Danner, 1941年生まれ)は、現代ドイツの教育学者で、『精神科学的教育学の方法—解釈学、現象学、弁証法への入門』(1979年)、『責任と教育学—意味に定位した教育学に関する人間学的、倫理学的研究』(1983年)などで知られる。この本は、解釈学の系譜を整理した上で、多文化理解に必要なことは何かといった、現代的課題についても考察を広げている。このことは、ダンナー自身、大学での理論研究だけでなく、エジプト、ケニア、ウガンダでの成人教育の実践にも従事してきた人物であるということが関係しているらしい。現代的な問題関心で書かれた本であるということに興味をもった。

ダンナーはこの本の冒頭で、日常会話、議論、ニュース、国際交流などでの様々な場面で、理解というものが絶え間なく求められていることを指摘した上で、様々なことを理解するために解釈学が有用であるとして次のように述べる。「解釈学的な諸現象や連関について研究することは、より深く、より適切に、より正確に理解するための手引となりうるのである。なぜなら、無理解や誤解といった落とし穴がどこにあるのか、他方で、理解はどのようにして生じ、そのために何に注意しなければならないのかが認識されるからである」。まだ完全にはこの本を理解できていないが、ダンナーの現代的なメッセージは伝わってくる。

(富岡)

会員消息

本年前期に東松山校舎（埼玉県東松山市）で担当している「地域・国家・民族の考察 地域と日本近・現代教育の関係史A」（全学共通科目）は、例年15名前後の受講者数であったのだが、今年はその5倍以上の80名ほどの受講者が思いのほか履修し、担当教員としては正直驚いています。例年と同じ講義スタイルを、たいへんながら維持踏襲した効果もあったのか、受講者らの振り返り授業アンケートでは、回答者らの満足度も10段階の8.75（全学の平均値8.19）を示し、「先生からの問題提起に対して応答や思考をめぐらせることが個人的に好ましかった」、「授業のなかで話されている内容は興味深い」、「授業がユニークで面白い!」などといった回答が挙がっていて、やはり授業によって教員としても学びの成長することが少しずつでもできるのではないかと実感しました。（谷本）

谷本宗生先生の「大学新聞にみる戦前期の大学—『日本大学新聞』を例に—」『日本大学史紀要』第3号（1997年、日本大学大学史編纂室）により、以前より行きたかった日本大学図書館法学部分館によく行くことができました。『日大新聞』を閲覧させていただき、大学史の貴重な記事がたくさんあり興奮しました。（山本剛）

8月になってからコラムを書くなどして、本号も完成が遅れてしまい、恐縮です。先日、満60歳の誕生日を迎えました。40歳、50歳になったときと同様、「その年齢に見合った研究ができていない」ことが恥ずかしいです。それでも、「与えられた時間のなかでできる研究をやってすこしでも社会参加をしたい、このニューズレターへの執筆をそのための手がかりにしていきたい」という思いを新たにしました。今後ともよろしくおねがいします。

たびたびお知らせしていますが、長野県松本市の旧制高等学校記念館の夏期教育セミナー（8月31日・9月1日）が迫ってきました。「伝統校の自治」のテーマについて、基調講演、指定討論、研究発表、研究交流会などがあります。いまからでも参加申し込みができますので、ぜひ。詳しくは、旧制高等学校記念館のWebサイト<https://matsu-haku.com/koutougakkou/>まで。（富岡）

本ニュースレターのPDFファイルをダウンロードして、Adobe Reader 等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」に設定して印刷すれば、A5 サイズの小冊子ができます。